

要　　旨

原告第 36 その 2 準備書面 「歴史まではごまかせない」

はじめに原告が語る

本準備書面は、福島県と原告らが原子力行政の根幹について、「原子力行政のあらまし」に共有してある「約束事項」を示し、「被告東電の事故歴」とそれに対する「対処履歴」を示しながら、被告国第 28 準備書面に虚偽が満載されていると反論した原告第 36 その 1 準備書面を補充するものである。

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以降、「本件事故」という。)の対応では、原告に課されていた「事故時の責務」を逸脱させて、偽証と欺罔の限りを尽くし、被告らに課されていた責務を、優越的地位を悪用して、巧妙に原告らが苦役を担うように責任が転嫁されている。

そこで、福島県「原子力行政のあらまし」に記載されている過去の事例を明確にし、被告らが優越的地位を悪用して、策文された被告国第 28 準備書面が、偽証であることを原告が証明することを目的とする。

尚、本準備書面では、福島県「原子力行政のあらまし平成 22 年度版」に記載されている重要な個所を、特に着色、太字にして、原告の主張に読みかえていただくために、個所ごとの原告の解釈・解説を省いてある。

(はじめに本書　巻頭「福島県生活環境部長佐藤節夫の挨拶」)

本県の浜通り中北部に位置する相双地方には、東京電力(株)福島第一原子力発電所及び同第二原子力発電所が立地し、計10 基の発電用原子炉が運転されており、その発電設備量（909.6 万kW）は、我が国の原子力発電設備総量の約19%を占める有数の電力供給地となっています。

原子力発電所の設置・運転に際しては、法令等に基づき、安全規制を一元的に管理している国が、真に責任を持って対応すべきものであります、地域住

民の安全・安心の確保には最大限の留意が払われるべきものと考え、県としても、東京電力(株)との間に、立地町とともに、「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」を締結し、情報連絡体制を確立し、立入調査等を行うとともに、環境放射能の常時監視の充実強化を図るなど、各種の安全確保対策を講じてまいりました。

とりわけ、平成18年11月以降、データ改ざんや重大なトラブルの隠ぺい問題が明らかとなり、さらに平成19年7月の新潟県中越沖地震に伴う柏崎刈羽原子力発電所の被災により、耐震安全性に対する信頼性が損なわれたことを踏まえ、国や東京電力(株)においては、不正問題再発防止、耐震安全性の確保等に取り組み、信頼回復を図ることが課題となっており、県としましては、立地町とともに、国、東京電力(株)の取組状況をしっかり確認していく等、**県民の安全・安心の確保を最優先に対応しているところであります。**

本誌は、福島県における原子力発電所と原子力安全行政の現状について、皆様の理解を深めていただくため取りまとめたものであり、参考にしていただければ幸いです。

平成22年12月

福島県生活環境部長 佐藤 節夫

原告のまとめ

過去は消せない。良いことも、悪いことも消せない。しかし、「東日本太平洋沖地震・津波に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（本件事故）」は、「原子力行政のあらまし（本書）」の全編の記録から判断して、度重なるトラブルに、被告らが真摯に向き合わなかった因果応報であり、到底「想定外」という悪質な言い逃れで済むものではない。

もちろん、本書をしたためた福島県の事故対応は、本書の記載に照らし、正しいとは言えない。むしろ、世論を欺き、任務放棄のうえ情報操作でもって、事実を隠蔽して、ウソによる回復し難い、空前絶後の被害を与えていることは明確である。

本書は、原告「第 36 その 1 準備書面」を補充主張するために記したものである。

被告国第 28 準備書面の 7 頁から 12 頁、13 頁の「2 被告国反論」から 20 頁までの国の反論は、「原子力行政のあらまし」に明記されている原告（当時の双葉町災害対策本部長）の立場を明確にすることもなく、責任回避のための策文に過ぎない。ウソと誤魔化しの塊を原告は断固忌避する。

しかも、本書 26 頁に記されている、「原子力防災訓練の実施」には、防災訓練の履歴と訓練内容が明確に記載されており、**例外規定は存在していない**ことが分かる。菅直人ら政府原子力災害対策本部は、福島県のウソを最大に悪用して、「原子力行政のあらまし」に記載されている遵守すべき責務を免れるために、情報の独占を行い、広く国民と県民に事故の被害の甚大さを隠蔽し、騙してきたことも事実である。

被告国は、「原子力行政のあらまし」に記載されている遵守すべき責務を、どのように果たしたことが、示されていない「被告第 28 準備書面」は虚偽に過ぎないものである。

例外・法外を明確に示しているのが、菅直人災害対策本部長が指示して作らせた「内閣府原子力被災者生活支援チーム」である。

この組織は、「原子力行政のあらまし」のどこにも示されておらず、原災法にも存在していないことは明らかである。

この違法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」の頂点には、菅直人政府災害対策本部長が就いており、下部には海江田万里経産相が、その他、関係省庁が連なっていて、被災者を排除する政策を行っていることは、法外であり全て無効であることは明らかであることが、「原子力行政のあらまし」によって証明される。

「なあ、俺は、県民を外に出したくないんだよ。」と、原告に呴いた佐藤雄平福島県知事の言葉のとおり、ICRP2007 年勧告の 100 から 20 ミリの低い方の

20 ミリシーベルト下限論をあたかも当然のごとく、菅直人政府災害対策本部長が作った違法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」が、これを流布し国民・県民に強制し、避難の妨害をしたことは、憲法第十八条に明記されている、法の裏付けのない「苦役」に当たると受け止めている。

この違法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」が行ったのは、実測に基づかない避難区域の設定から始まり、新賠償基準という原価計算の無い「中間指針」というウソの強制、それから、緊急事態宣言中で、事故現場の混乱期に事故の収束宣言を発するなどがあり、更に、公平の原則に反し 20 ミリシーベルトという汚染環境の中で、避難解除を発電所周辺 6 町に迫るなど、「原子力行政のあらまし」に記されていない暴挙を行った。

しかば、ICRP が 1 から 20 ミリシーベルトの低い方を推奨している事実を、なぜ隠したのかと、無法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」に問い合わせたい。

被告国第 28 準備書面において、被告国は、原告が示してきた多くの証言に反論しているが、本書「原子力行政のあらまし」に示した事故時の体制において、被告国は規制義務を超えて「知らないというウソをつく立場」には居られないことがしっかり明示されている。

どのような時代であっても、政治体制であっても「原子力行政のあらまし」の記載内容を、事故後に事欺罔によって無いものにすることは出来ない。

したがって、本件事故後の被告国「偽装と隠蔽によって誤導された被害・損害」は生涯にわたり、しかも、何代にも引き継がれる損害額は、数百兆円と原告は概算する。その数百兆円の内、原告は現在、善良な国民一人当たりのウソの被害・損害の概算額を 1 億円と見積もっている。

このことは子孫に引き継ぐことにする。

よって、被告国第 28 準備書面は虚偽記載であると断定し、取り下げるこことを
推奨する。

おわり